

【工事】

契約の方法	事後審査型制限付一般競争入札
発注局	契約管財局
事業主管局	✓港湾局
工事名称	✓大阪港内岸壁保安対策設備更新工事
工事概要	別紙のとおり
物件等級	—
入札参加資格及び当該資格の設定理由	別紙のとおり
公告日	平成30年8月17日
開札日	平成30年9月25日
予定価格(税抜き)	74,675,000円
最低制限価格(税抜き)又は 低入札価格調査基準価格(税抜き)	67,248,000円
落札金額(税抜き) 及び落札率	68,000,000円(落札率91.0%)
契約金額(税込み)	73,440,000円 (68,000,000円+消費税5,440,000円)
契約相手方	NECネットエスアイ(株)
契約日	平成30年10月12日
入札参加者数	4者
入札経過及び入札結果	別紙のとおり
備考	

工事概要

1 事業目的および内容

大阪港において、船舶及び港湾施設の保安の確保を目的として改正された「海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）」（平成14年12月改正、平成16年7月1日発効）を担保するため、外航船や港湾施設に対するテロ行為等を未然に防止することを目的として公布された「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以下「国際船舶・港湾保安法」という。）」の施行（平成16年4月14日公布、同7月1日施行）を受け、港湾施設等の保安対策として保安対策（SOLAS）設備の整備が必要となり、平成16年に整備してきたところであるが、電子機器を主体とした装置等が耐用年数（10年）を超過し、日常的な点検や修繕等の維持管理では対応できなくなってきているため、監視カメラ設備、侵入検知設備、放送設備及び通信機器の更新を行うものである。（別紙1）

2 工事名称

大阪港内岸壁保安対策設備更新工事

3 工事場所

大阪市此花区北港白津1丁目（別紙2）

4 工事種目

電気通信工事

5 工事内容

保安対策設備工 1式（別紙3）

6 工期

契約日～平成31年3月29日（昼間施工）

7 入札参加資格

(1) 平成15年度以降において、

官公庁の発注する保安対策設備を建設業における「発注者」と直接契約を締結する「元請負人」（共同企業体の場合は代表者に限る）として完成させた新設及び更新並びに改修工事の施工（補修工事は除く）の実績を有していること。ただし、施工規模は問わない。

※ 保安対策設備とは、監視カメラ及び監視モニター並びにフェンスセンサー等検知装置で構成された全ての機器の機能が一体となってシステム構成している監視設備をいう。

なお、地域要件、受注可能本数は設けない。

(2) 港湾局計画整備部設備課から設計図書の貸与を受けている者。

8 入札参加資格を設ける理由

(1) の理由

本設備は現在供用中であり、更新工事に当たっては、保安設備の基本的な構成、機能等を熟知していなければ、既存機器構成と機器連携並びに機器機能と既存システムに支障をきたすことになり更新時における既設設備の機能停止期間が長くなり施設運用に大きく影響を及ぼすことになる。

保安対策設備の構成、機能等を熟知し、既存設備更新時においても支障なく施工するには、保安対策設備を施工した実績を有している必要がある。

ただし、施設運用に支障を与えないよう保安対策設備の機能、構成、システム構築に係る技術力を求めているものであり、施工規模は重視していないため、施工規模の設定は行わない。

(2) の理由

「国際船舶・港湾保安法」、「埠頭保安規程」及び「国の通達」により、保安の基本情報（機器配置、配線ルートなど）の隠ぺいを図り、保安の脆弱箇所を開示しないよう秘密保全が規定され、また、本工事の契約の相手方に対して、秘密保全に関して高い信頼性を求めることから、「秘密保全に関する必要な規則・体制を有し、契約期間中のみならず契約後を含み秘密保持契約の締結ができる者」とされている。

よって、本保安対策設備については、保安の脆弱箇所を開示しないよう保安に関する情報の開示は、必要最低限の範囲に留めるため、仕様書等の入札関連資料公開については、入札参加資格のない者に閲覧できないよう電子調達システム上に掲載を行わず、事前に入札参加の意向を示す事業者のみを対象として、「身分証等の提示」「施工実績確認書類」を確認し、「秘密保持誓約書」の提出を求めたうえで、港湾局計画整備部設備課(電気)での仕様書等入札関連資料の直接貸与に限定することで情報取得者を特定し得る形で実施する。(別紙4)

また、入札期間が終了次第、貸与した仕様書等入札関係資料は返却とする。

(参考)

保安対策設備工事実績（入札参加可能業者）一覧（別紙5）

国際港湾施設の保安対策

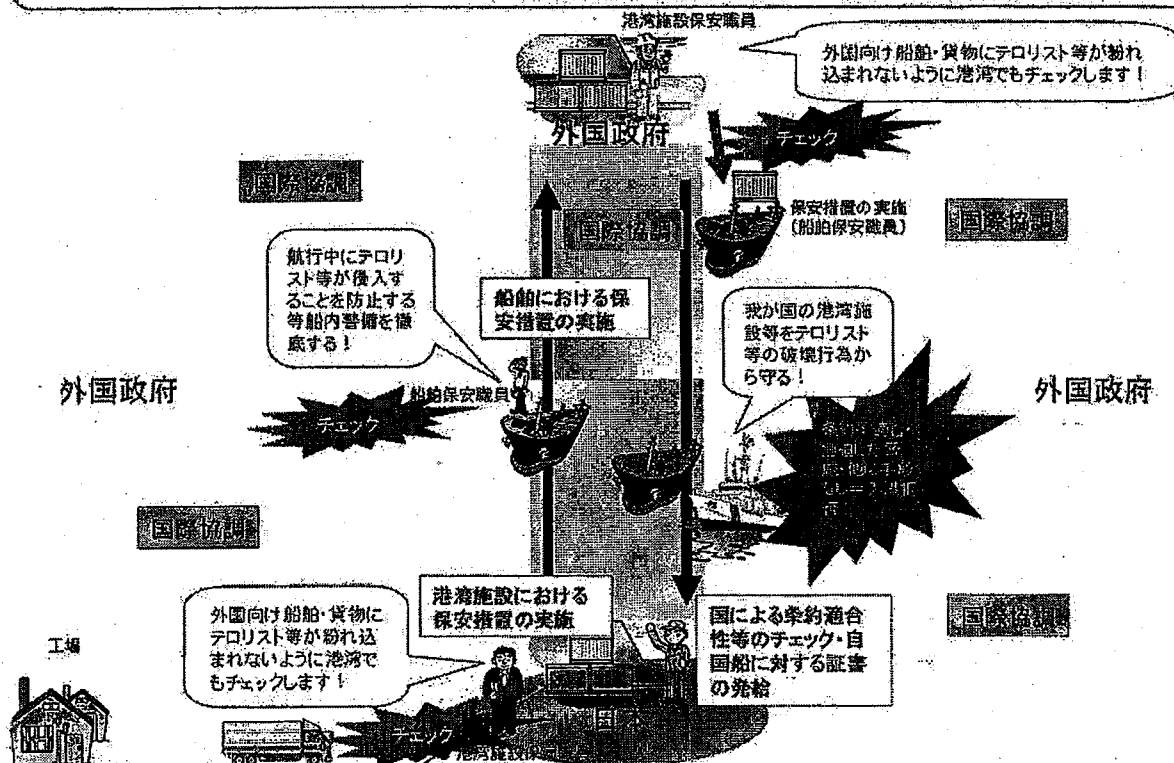
■ 改正SOLAS条約への対応

2001年9月の米国同時多発テロ事件を契機として、2004年7月から、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（略称：国際船舶・港湾保安法）」が施行されました。

この法律は、IMO（国際海事機関）における改正SOLAS条約（海上人命安全条約）を受けたもので、国際航海船舶や国際港湾施設に自己警備としての保安措置を義務付けたり、外国から日本に入港しようとする船舶に船舶保安情報の通報を義務付け、危険な船舶には海上保安庁が入港禁止等の措置を行えるようにした内容となっています。（詳しくは[ここをクリック](#)（PDF形式）して下さい。）

改正SOLAS条約＝

- ① 船舶所有者、港湾管理者等が保安の確保のための措置を講じることにより国際海上運送システムの信頼性の向上を図る。
- ② 併せて急迫した脅威が認められる船舶の入港を拒否すること等により国際海上運送に係る不法な行為の防止を図る。



■ 対象

国際航海船舶が一定頻度利用する重要港湾の岸壁等

- ・ 旅客船が年1回以上又は貨物船が年12回以上利用する施設（重要国際埠頭施設）
- ・ 重要国際埠頭施設のある港湾内の停泊地等の水域施設

■ 国際船舶・港湾保安法による港湾施設における保安措置

外航船や港湾施設に対するテロ行為等を未然に防止するため、下記事項等の実施により自己警備体制を確立すると共に関係機関等と連携し緊急時の対処に備えます。

出典元：国土交通省北陸地方整備局港湾航空部HPより

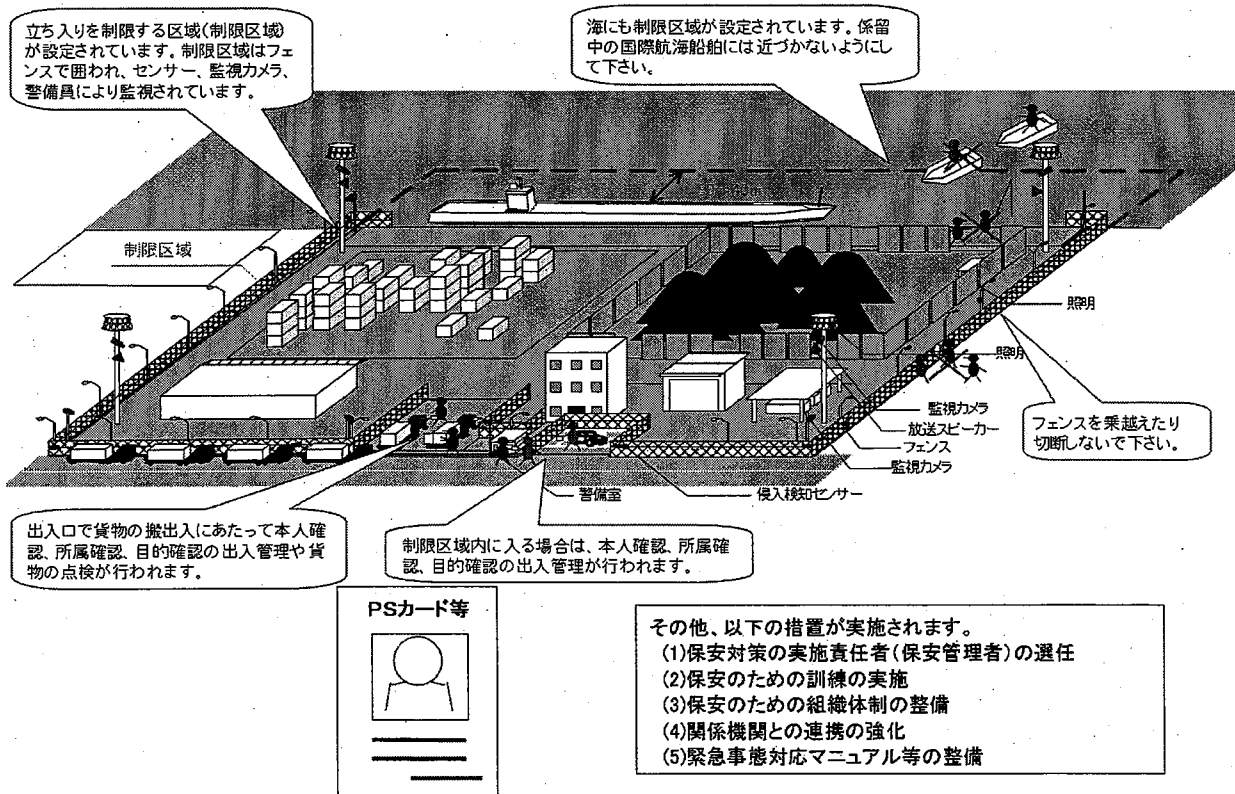
【国】

- ① 保安レベルの設定
- ② 港湾施設保安評価の実施
- ③ 保安規定の審査・承認及び審査された規定に対する報告の徴収
- ④ 立入検査の実施
- ⑤ 保安担当職員による出入管理等の巡視

【港湾管理者及び民間等】

- ① 制限区域内への人や車両の出入の管理、船舶に積み込まれる貨物の管理、港湾施設内外の監視などの措置
- ② フェンスや照明などの保安設備の設置
- ③ 保安措置の実施責任者（保安管理者）の選任
- ④ 保安措置の実施のための訓練
- ⑤ ①～④についてとりまとめた保安規程の作成

■ 港湾の保安対策のイメージ



■ 国際船舶・港湾保安法に基づく埠頭保安規程等の承認状況

【国土交通省港湾局のホームページへ】

■ 国際海上輸送保安指標レベルの公示について

【国土交通省港湾局のホームページへ】

■ PS (Port Security) カード発行申請関係について

【国土交通省港湾局のホームページへ】